

納めた国民年金保険料は全額が社会保険料控除の対象です！

問 上島町各総合支所住民課

国民年金保険料は所得税法上および地方税法上、健康保険や厚生年金などの社会保険料を納めた場合と同様に、社会保険料控除としてその年の課税所得から控除され、税額が軽減されま

す。控除の対象となるのは、平成28年1月から12月までに納められた保険料の全額です。過去の年度分や追納された保険料も含まれません。

また、ご自身の保険料だけでなく、配偶者やご家族（お子様等）の負担すべき国民年金保険料を支払っている場合、その保険料も合わせて控除が受けられます。

なお、平成28年中に納付した国民年金保険料について、社会保険料控除を受けるためには、年末調整や確定申告を行うときに、領収書など保険料を支払ったこ

とを証明する書類の添付が必要となります。

このため、平成28年1月1日から9月30日までの間に国民年金保険料を納付された方には、11月上旬に日本年金機構から「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」が送られますので、申告書の提出の際には必ずこの証明書または領収証書を添付してください。（平成28年10月1日から12月31日までの間に、今年はじめに国民年金保険料を納められた方へは、翌年の2月上旬に送られます。）

税法上とても有利な国民年金は、老後はもちろん不慮の事故など万一のときにも心強い味方となる制度です。保険料は納め忘れのないようキチンと納めましょう。

平成28年分年末調整説明会のご案内

問 今治税務署法人課税第一部門 TEL 089813216100 内線 413

平成28年分年末調整説明会を以下のとおり開催いたします。事前に送付いたします年末調整関係資料を持

参してください。
日時 11月24日(木) 13時～15時
場所 セとうち交流館多目的ホール

愛媛大学基金へのご寄付について

問 愛媛大学基金室 TEL 08919271834
9PM <http://foundation.office.ehime-u.ac.jp>

愛媛大学は、人材育成の強化を図るため「愛媛大学基金」を創設しました。

皆さまからのご寄附は、学生（留学生を含む）の教育活動に対する支援事業や奨学金等の修学支援事業に活用させていただきます。

このほか、多様な寄附形態に対応するため、「古本基金事業」「財物」や「遺贈」によるご寄附も整備しています。

ご寄附いただいた皆さまには、金額に応じ、些少ではございますが、農学部附属農場等で生産しました「蜜柑」「米」や医学部付属病院の「人間ドック利用券」等、謝意をご用意しております。

ぜひ、ご支援をお願いいたします。

※修学支援指定事業は、税額控除の対象となります。

多重債務でお悩みの方に

問 四国財務局多重債務者相談窓口 TEL 087183112155

四国財務局には、借金を

抱え悩んでおられる方々のための、無料の「相談窓口」がございます。一人で悩まずご相談ください。必要に応じて、弁護士・司法書士などの法律専門家への引継ぎも行ってまいります。
受付時間 月～金曜日（祝日および12/29～1/3を除く）9時～12時、13時～17時

ご存知ですか？ 児童相談所全国共通ダイヤル



こんなときはすぐお電話ください。専門家が対応します。



※一部のIP電話からはつながりません。※通話料がかかります。

出産や子育てに関する悩みや疑問がある方は、児童相談所・上島町役場へお気軽にご相談ください。

TEL 電話 FAX ファックス

MAIL Eメール

HP ホームページ

問 問い合わせ

申 申し込み